

## 第2章 海岸の現況及び保全の方向に関する事項

### 2-1 海岸の概要

隠岐沿岸は、海岸線延長約 468 km で大きく島前（西ノ島、中ノ島、知夫里島）と島後の2つの地域からなる。付随する小島、岩礁を含めるとその数はおよそ 180 といわれ、総面積約 350 km<sup>2</sup>は、日本海では、対馬、佐渡に次ぐ規模の離島である。

その海岸線は複雑な岩礁絶壁が続き、一部に砂浜海岸はあるものの、大半は海岸背後に山が迫る屈曲に富んだリアス式海岸である。特に冬季に季節風が吹きつける北西部の海岸の侵食は激しいため、巨大な海食崖や海食洞が多く見られる。

ほぼ全域が大山隠岐国立公園に指定され、4つの海中公園地区がある。島前の国賀海岸、知夫赤壁、島後の白島海岸、布施海岸（浄土ヶ浦）など優れた景観を有する。

隠岐沿岸には港湾、漁港が数多く存在し、リアス式海岸の地形を利用した天然の良港が多い。



国賀海岸（西ノ島町）



白島海岸（隠岐の島町）

## 2-2 海岸事業の経緯

本県の海岸事業は、海岸法施行前の昭和 26 年度に建設海岸において実施し、海岸法施行（昭和 31 年 11 月）後、海岸保全区域を指定し本格的な事業に着手した。以来、着実な海岸投資を図り、県土の保全・民生の安定に努めてきたところである。

隠岐沿岸では、冬季風浪や台風による越波・飛沫対策として、高潮対策事業を重点的に進めてきた。一部、侵食の進む砂浜海岸については侵食対策事業を実施し、利用者の多い砂浜海岸では環境整備事業により利用促進を図る施設の整備を行ってきた。

島根県では、海岸保全事業の取り組み方について、平成 7 年 8 月に「隠岐沿岸 海岸保全施設の整備基本計画」を策定し、“基本方針”を下記のように定め事業を推進してきた。

### 隠岐沿岸 海岸保全施設の整備基本計画（平成 7 年 8 月）

#### 海岸事業の基本指針

隠岐沿岸の地域特性を踏まえ、地域社会の安全性や快適性を確保するために、「国土保全」、「環境保全」、「海浜利用」を三本柱とした以下の施策を展開する。

#### (1) 国土保全

隠岐沿岸を冬季風浪による侵食や越波被害から守り、安定した海浜を確保する。

また、台風等の異常気象による高潮対策も実施する。

#### (2) 環境保全

海岸の自然特性や生態系の保全・回復に配慮した施設を整備する。大山隠岐国立公園や海中公園及び景勝地国賀海岸等の貴重な景観に配慮した施設を整備する。

#### (3) 海浜利用

海と背後地の景観に配慮し、多様化する海洋性レクリエーションに対応した魅力ある海浜の整備を図る。